

川内原子力発電所対策調査特別委員会記録

○開催日時

平成26年4月8日 午後2時2分～午後3時55分

○開催場所

第3委員会室

○出席委員（10人）

委員長 橋口博文
副委員長 成川幸太郎
委員 上野一誠
委員 井上勝博
委員 佃昌樹

委員 川添公貴
委員 福元光一
委員 中島由美子
委員 帶田裕達
委員 森満晃

○議長（地方自治法第105条による出席）

議長 瀬尾和敬

○その他の議員

議員 杉 蘭 道 朗
議員 福 田 俊一郎
議員 今塩屋 裕 一
議員 持 原 秀 行

議員 谷 津 由 尚
議員 小田原 勇次郎
議員 下 園 政 喜

○説明のための出席者

危機管理監 新屋 義 文
防災安全課長 角 島 栄
課長代理 寺 田 和 一

原子力安全対策室長 遠 矢 一 星

学校教育課長 原之園 健 児

○事務局職員

事務局 長 田 上 正 洋
議事調査課長 道 場 益 男

課長代理 南 輝 雄
主幹兼議事グループ長 瀬戸口 健 一

○審査事件等

- 1 川内原子力発電所の安全対策に関する調査
 - ・ 原子力防災対策について
 - 2 陳情第2号 川内原子力発電所1・2号機の日も早い再稼働を求める陳情
-

△開 会

○委員長（橋口博文）ただいまから、川内原子力発電所対策調査特別委員会を開会いたします。

本日の委員会は、お手元に配付しております審査日程により審査を進めたいと思いますが、御異議ありませんか。

○委員（上野一誠）きょうの日程については異議ありませんが、一応、陳情第2号の取り扱い後に、今後、本委員会が議論というか、協議、審査を考えていかなきゃいけない。審査書がいよいよ先行するという形に入ってますので、この審査の流れというものが、どういうふうになっていくのか。

あるいは、昨年9月20日、そして4月3日の原子力規制庁の九州電力の現地調査というのが行われました。これは審査書にかかわる部分だということに思っておりますけれども、この審査書案あるいは審査書終了後等々を含めて、委員会としてそういう確認も必要ではないか。

あるいは、今回、防災安全課は入っておりますが、いろいろ九州電力の電力需給の見通しというものが、一方では再稼働に関係する等々もありますので、できたら最後でいいですので、協議会あたりでひとつそういう議論を交わして、今後の方向性、基本的な方向性だけは確認しておく必要があるというふうに思いますので、一応議題の中に入れておいていただいたらありがたい。詳しくはそのときに申し上げます。

○委員長（橋口博文）はい。

それじゃ、御異議ありませんので、お手元に配付しております審査日程により審査を進めます。

○委員（福元光一）今、上野委員のほうから委員長にお願いがあったんですけど、ほかの委員に諮って、その他の項目を設ける、きょうするのかしないのかをちゃんと決めてからしないと、まだそこはほかの委員に問うてないですから、問うていただきたいと思います。

○委員長（橋口博文）今、上野委員が言われたことについては、陳情書のことが終わった後に出すようにしてはおるんです、こっちの考えが。それで今言わなかったんですけども。

今、指摘がありましたので、上野委員が言われた今後の委員会の進め方についてということで、最後に議題にして協議をしていきたいと思いますので、協議会の中でやっていきますので、よろし

くお願いしたいと思いますがよかですか、それで。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）そういうことで、それじゃ、お願いしておきます。

ここで傍聴の取り扱いについて申し上げます。

現在2名からの傍聴の申し出がありますので、これを許可します。なお、会議の途中で追加の申し出がある場合にも、委員長において随時許可いたします。

△川内原子力発電所の安全対策に関する調査

○委員長（橋口博文）それでは、川内原子力発電所の安全対策に関する調査を議題とします。

△原子力防災対策について

○委員長（橋口博文）原子力防災対策について、当局に説明を求めます。

○防災安全課長（角島 栄）それでは、資料に沿って説明をさせていただきたいと思います。

1ページをお開きください。

まず初めに、病院等の広域避難計画の作成状況及び今後のスケジュールについてであります。広域避難計画については、平成25年9月に設置されました医療機関等の避難計画に関する連絡会議等により、県・市及び関係医療機関等が協議し、PAZ圏内の1医療機関及び6社会福祉施設の7施設については、3月までに広域避難計画の作成が完了しております。

作成された病院施設につきましては、資料にも記載してありますように、その内訳としまして、入所者数については、ア、ファミリーホスピタル薩摩206床、お多麻さんの家18人、鹿野苑18人、グループホームわかまつ園9人、ひまわりホームわかまつ園18人、グループホームリベロ68人、リバティ18人、以上の7施設363人になっております。

なお、PAZ圏内にあります浜田医院につきましては、現在休床中とのことであります。

また、上記施設の避難先につきましては、鹿児島市と姶良市の4病院と9施設の13施設となっております。

また、UPZ圏内の広域避難計画につきましては、医療機関が34施設1,613床、社会福祉施設が56施設2,211人が該当することになって

おり、平成26年度、早い段階で、県と関係機関と協議し、避難計画作成の進め方等も含め、検討する予定であります。

なお、平成26年度の会議につきましては、4月9日、あすが予定されております。

次に、学校等における原子力防災マニュアルの作成状況についてであります。市内の公立幼稚園13園、小学校35校、中学校14校の62施設、全てで平成25年度末までに作成が完了しております。

また、私立の6幼稚園、29保育園につきましては、4月から5月をめどに作成をしていただくこととなっております。

また、私立の無認可保育園15園につきましては、4月初旬に依頼し、4月中をめどに作成していただく予定で、現在、日程調整をいたしております。

また、県立高校3校並びに私立の中学校・高校につきましては、5月中に作成をしていただくように県教育委員会が依頼中であり、4月15日に川内商工高等学校におきまして、串木野地区の学校も含め、説明会を開催する予定となっております。

また、鹿児島純心女子大学、川内職業能力開発短期大学校につきましては、4月中をめどに作成していただくように依頼しているところでございます。

次に、PAZ圏内の戸別訪問の結果についてですが、滄浪地区、寄田地区、水引地区、峰山地区の各世帯を訪問し、避難先、避難経路、バス避難時集合場所等を説明いたしました。あわせて、防災行政無線戸別受信機の使用法、電池切れ等のふぐあい等の確認も行いました。

また、災害時要援護者支援制度についても説明し、手続等必要な方へは手続を行われるよう説明もしたところであります。

次のページをお開きください。

戸別訪問の結果について、表にしておりますが、実績としましては訪問世帯数が2,542世帯、うち面会できた世帯が2,125世帯、施設入所・転居等の方が387世帯、また数回訪問しましたが、面会できなかった世帯が30世帯となっております。

また、面会できた世帯での避難方法等については表のとおりでございますが、要援護者の欄の重

篤の欄の13名につきましては、寝たきり等で救急車・寝台車等の必要と思われる方です。

また、次のその他の欄につきましては、車椅子等でも援助があればバスで避難できる方、歩行困難者の方78人になっております。

次に、要援護者等屋内避難施設確保事業についてでございますが、これにつきましては原子力緊急事態において、即時避難等が困難で、一定期間その場にとどまらざるを得ないことが想定される災害時要援護者等が避難する施設に、放射線防護機能を付加し、一時的な屋内退避施設の確保を図るものであります。

工事内容につきましては、非常用発電装置、放射性物質除去フィルター設置等空調設備、気密・陽圧化工事等です。この事業につきましては、県の100%補助事業であります。

施設につきましては、平成25年度に旧滄浪小学校体育館と、旧寄田小学校体育館を実施しているところでございますが、一部、非常用発電機設置工事につきましては、発電機本体が東北震災地のほうが優先され、4月にしか納入できないとのことで工事継続中でございます。

施設につきましては、次の3ページに写真がありますように、体育館の舞台部分を鉛等の材質の壁・天井で仕切りをしてつくっております。収容人員は、旧滄浪小学校体育館が28人、旧寄田小学校体育館が52人となっております。

また、平成26年度は、星原集会所と峰山地区コミュニティセンターを実施予定でしており、収容人員としましては、星原集会所が30人、峰山地区コミュニティセンターが65人となっております。

次に、サーバイメーターの配布についてでございますが、鹿児島県原子力防災活動資機材として、県から簡易サーバイメーター341台の貸与を受けております。現在、配布先につきましては意向調査中ですが、市内の小学校、中学校、幼稚園、病院、福祉施設及びコミュニティセンター等に、5月をめどに配備予定であります。

続きまして、原子力防災計画のお知らせ及び原子力防災ハンドブックの配布についてでございますが、3月に市内の各世帯に配布済みでございます。

本日、添付してあります資料がございます。

まず、原子力防災計画のお知らせについての内

容でございますが、1 ページ目は原子力災害対策を重点的に実施すべき地域の範囲、災害時要援護者の取り組み等、2 ページ目には広域避難体制のこと、並びに中に入っている3 ページ目になりますが、これにつきましては避難経路、その裏に避難先付近の地図、本日は滄浪地区をサンプルとして入れてございます。次のページには、各地区の避難先を指定してあります広域計画の概要とその裏面に概要図があります。

次に、原子力防災ハンドブックの内容についてでございますが、1 ページをお開きください。

1 番目に、広域避難計画についての概要、また2 番目に用語の説明、次のページになりますが、3 番目には、緊急時における新しい防護対策の考え方としまして、次のページまであります。次のページに、EAL、OILに基づく防護措置等の内容も記載してございます。また、4 ページ目には、原子力災害時の避難についてのことについて記載してございます。5 ページ目には、災害が発生した場合のQ&Aがございます。最後のページには、防災対策を重点的に充実すべき地域の範囲の地図も掲載されているところでございます。

続きまして、小学校・中学校向け原子力防災リーフレットの作成についてでございます。

このリーフレットにつきましては、5 月中をめどに市内各小学校・中学校へ配布する予定であります。

内容につきましては、見開きの資料となっております。

まず、開いていただきまして、左の1 番目に、原子力発電所の仕組みをどうなっているか。また2 番目に放射線って何だろう。開いていただきまして、原子力災害はどんな災害ですか、または原子力災害が起こったら、もしもの場合はどうしますか。また、原子力災害発生時の避難計画等が記載してあります。最後のページには、学校の避難先、また、自治会の避難先等も記入しておくような資料となっているところでございます。

以上をもちまして、防災安全課からの原子力防災対策についての説明を終わります。よろしくお願ひします。

○委員長（橋口博文）ただいま当局の説明がありました。これより質疑に入ります。御質疑を願ひします。

○委員（福元光一）今の書類の、2 ページの訪

問結果の、訪問の実績という、この面会でできずが30 戸数あるんですけど。これは数回訪問されたということですけど、仮に二人家庭だったら60 名の人間がおるわけですね。何回訪問されたのか。

また、地区別で、できたら、滄浪、寄田、水引、峰山ってあるんですけど、どこ地区が何戸数、面会でできなかったのか、やはり事詳しく書いとったほうがいいんじゃないの。

それと、面会でできずって書いてあるんですけど、留守で面会でできなかったのか、またほかの原因で面会でできなかったのか、そこを詳細に教えていただきたいと思います。

○防災安全課長（角島 栄）代理のほうで説明させていただきますと思います。

○防災安全課長代理（寺田和一）済みません、面会でできずの何回行ったのかということでございますが、平均3 回以上、5 回、6 回行ったりもいたしました。中には夜行きまして、電気もついてテレビの声とかも聞こえるんですけども、お出にならなかった世帯もございました。

それから、各地区ごとということでございますが、地区コミごとでよろしければちょっと読み上げさせていただきます。

滄浪地区が1 世帯でございます。それから寄田地区が3 世帯でございます。それから水引が15 世帯、そして最後、峰山が11 世帯に、お会いできていない状況でございます。

以上です。

○委員（福元光一）訪問したときに電気はついてたんですけど、その後がよく聞き取れなかったんですけど、応対があったのか、またこちらからどういうふうに呼びかけたのか、そこはどういう感じだったんですか。

○防災安全課長代理（寺田和一）中にいらっしゃるのかどうかはわかりませんが、照明がついていたりして、またテレビの音声などは聞こえるんですけども、お出にならなかった。

それから、面会のために何度か足を運びましたが、そのとき御不在でしたので、「こういうことで本日御訪問させていただきました。御都合のいい日を教えていただきましたら、またその時間にお伺ひいたします」というお手紙も差し上げておるんですけど、それでも面会がかなわなかったということでございます。

以上です。

○委員（福元光一）最初申し上げましたように、仮に二人家庭だったら60名ですね。このところにはもう今後どういう——訪問をされないのか、訪問しないということは知らなかったということにもなりますから、どういうふうに周知されていく計画なんですか。

○防災安全課長（角島 栄）この面会でできなかった30世帯につきましては、再度、戸別訪問等を実施していく考えてございます。

電話等を通じ、手紙等、文書等も出して、確実に周知ができるように進めてまいりたいと思いますので、御理解いただきたいと思います。

○委員長（橋口博文）ほかにはありませんか。

○委員（井上勝博）済みません、ちょっと確認です。

先ほど2,111人という数をおっしゃって、これはUPZで市内の方々、要援護者の方々ということだったんですが、ちょっと聞き取れなくて、少し施設の内訳も含めてもう一度教えていただけますか。

○防災安全課長（角島 栄）これにつきましては、UPZ圏内の施設でございます。

医療機関が34施設の1,613床です。社会福祉施設が56施設、2,211人になっております。

○委員（井上勝博）先ほど、PAZ内については、施設の避難計画は完成されたという報告なんですけれども、避難先については4病院、13施設、10施設でしたっけ。9施設、ああ、13ですね。

これらは名前というか、どこの施設なのかとか、それから現状は入所者がどのぐらいいらっしゃるって、あいているのかとかどうかとか、そういうのはどうなっているんですか。

○防災安全課長（角島 栄）この入所数につきましては、県のほうと協議し、県のほうから対応できる数は確保してございます。

病院等については、特に先ほど説明しましたように県のほうがまだ公開というか、そういう、なっておりませんので、現在のところは公表されていない状況でございます。

○危機管理監（新屋義文）先ほど、例えば病院については4病院ということですが、それぞれの病院に受け入れ人数を確認し、その合計が、今定員の、例えばファミリーホスピタル薩摩であ

れば206人ですので、206人を超えているということで、受け入れ人数を確保しているというふうに確認しております。

先ほど課長からありましたとおり、病院等、また施設名等については、こちらのほうでは把握していないところです。

以上です。

○委員（井上勝博）やっぱり公開して、本当に施設というのはどこでも満床で、なかなか施設に入れないとかという話はいつもあるわけで、本当にそれだけあいているんだろうかという確認ができないと、ただその言われているとおり、「そうですか」では済まされないと。実際事故になったときに、本当にあいているのかどうかということは問題になってくるわけです。

ですので、それは公表を求めて、どこから何人、どこに受け入れるのかということは、後もって資料で提供していただきたいんですが、それはどうなんでしょうか。

○危機管理監（新屋義文）受け入れ病院の施設、また受け入れ人数等について、公表できるかどうかについても県と協議し、公表できるということであれば、資料等を準備したいと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博）たしか県のほうは、3月末までにシミュレーションをつくると。その渋滞をするかどうかとか、何時間ぐらいで逃げられるのかどうかとか、そういうシミュレーションについては発表があったんですか。

○防災安全課長（角島 栄）県のほうから、まだそのシミュレーションができたということは聞いておりません。

現在、作成中ということでは、お伺いしているところでございます。

○委員（井上勝博）それはいつぐらいまでというふうになっているんですか。3月中というのが過ぎたわけですので、いつぐらいまでになるのかということは聞いてますか。

○防災安全課長（角島 栄）その点についても、まだ確認していないところでございますが、早急にするようには、当局のほうからも県のほうには伝えているところでございます。

○委員（井上勝博）スクリーニングをどうするかと、UPZから避難される方が避難先に行かれる前に、被曝されているかどうかをスクリーニン

グセんにゃいかんとなっていると思うんですが、それについては、どこでどういうふうにするのかとかいう計画は決まっているのでしょうか。

○危機管理監（新屋義文）ただいまの御質問、スクリーニングの場所については、まだ調整ができていないところでございます。

以上です。

○委員長（橋口博文）ほかに。

○委員（中島由美子）学校等における原子力防災マニュアルの作成状況についてで、全幼稚園、小学校、中学校は作成完了となっていますが。私立幼稚園、保育園については、この4、5月をめぐりに作成していただくよう依頼済みとなっているんですが、現実問題、保育園とかはゼロ歳児から預かっておられて、大変困惑をされている声をちょっと聞いたんです。

5月までにとにかくいろいろ言われるんだけど、現実問題いろんなことを考えると作成できないっていうか、不可能に近いという言葉が発せられる方、園長先生たちがいらっしゃるんですが。もう少し市のほうで、きめ細やかに作成のやり方というか、何か手だてを打つことは考えておられないのかお聞かせください。

○防災安全課長代理（寺田和一）今、中島委員がおっしゃった件ですけれども、私ども、保育連合会とその他の会議に足を運びましてお願いをし、また広域避難計画の作成例というのもお示しをしまして、必要最低限、整えなければならぬもののお示しをし、それでなおかつ、園独自で特徴があれば、それにつけ加えていただいて作成いただければということで、サンプルといいますか、ひな形もお示しをさせていただきながら、お願いはしているところでございます。

ですが、また何かしら疑問とかございましたら、私どものほう出向いて行っても、お手伝い、御協力をして進めていきたいと考えております。

以上です。

○委員（中島由美子）大変小さなお子さんたちを預かっているところですし、保護者と別れて、どんな形で避難していくのかわからない状況というのも出てくるわけです。

保育園がある場所と保護者が働いている場所とか、いろいろ違ってくると本当に頭が混乱すると、本当にそうだなと思うんです。

ですから、本当にマニュアルですので、完璧に

できるというのは難しいのかもしれませんが、本当にきめ細やかに、また担当も大変だと思うんですが、一つ一つをかかわっていったいただければと思いますのでよろしくお願いします。

○委員長（橋口博文）ほかにありませんか。

○委員（佃 昌樹）学校のそのマニュアルの指針、一番重要視したことは何なのかというの。

それから、今、中島委員がおっしゃったみたいに、実際は子どもたちを保護者に手渡し、引き継ぐといったことが一番大事なんだけれども、先ほどのシミュレーションの問題とあわせて、災害は単独で起こるとは限らないで、この地震国ですから地震とセッティングをして起こった場合に、子どもたちを保護者にもう返せない状況も出てくると思うんです。

そうすると、実効性のある避難計画かと言われると、いや、もう避難所を指定しただけで実効性はやってみなきゃわかりませんといったようなことであれば、また困ります。

私どもは、やっぱり避難計画、それなりの実効性を持たすためには、きちっとした材料がそろわないと質問もできないわけ。シミュレーションも何もわからずにおって質問したって、どうしようもないなという気がするんです。

だから、その辺の二つだけなんですけど、学校はどういったマニュアルを出したのか。どういったマニュアルっていっても、何を重視したマニュアルだったのかということ。それから複合災害を考えての避難計画なのかどうなのか、そのところをちょっと答え、お願いしたい。

○学校教育課長（原之園健児）学校のほうに作成を依頼しました原子力防災マニュアルでございますけれども、今、委員から御指摘がありました一番重視した部分はということですが。まず一つ目は、日常的な原子力防災委員会の設置と非常時における災害対策本部の組織、これをきちんと明確に位置づけること、それと二つ目は、災害が発生したEAL1の段階ですけれども、そういう事態のときからの初動の動き方を具体的に示したということ、それと一番私たちが重視してまいりましたのは、保護者への引き渡し、これを確実に正確に行うということを大事にまいりました。

その中で、引き渡しのための保護者引き渡しカード、そういうものを作成し、引き渡す人を複数、できれば5人まで書いていただいて、そして

いつ誰がどのような形で引き渡したかというところまで、きちんと確実に記録をした上で引き渡すというようなところを大事にしていまいりました。

それと、複合的な避難につきましては、地震が発生して、その後、避難した後の動き、それと原子力発電所のほうで災害が起きた、原子力災害対策特別措置法の第10条通報等が発生した場合と、大きく二通りの流れの対応を学校のほうに示して、考え、マニュアルを作成していただいたということでございます。

以上でございます。

○委員（佃 昌樹）教育委員会なんですが、避難先についてはどういうふうな形になっているのか、引き取りがない場合には、学校として全体で避難をしなきゃいけないし、それを受け入れる学校がやっぱり存在するのかどうかというのもありますから、それはその学校、学校で決まっていけるわけでしょう。

○学校教育課長（原之園健児）避難先につきましては、学校所在地の自治会の避難先へと同じように、同じ場所にしてございます。

それと、まず保護者に連絡をして引き渡しをお願いするんですけれども、その時点で引き渡せなかった子どもの段階で、もう既に避難の指示が出た場合は、学校ごとに学校ぐるみでその避難場所に避難して、避難先で今度は保護者に引き渡すという2段階で計画を立てているところでございます。

○委員（佃 昌樹）複合災害についての避難はどう考えているか。

○学校教育課長（原之園健児）一つは地震、津波が発生したときの、まず避難からのスタートを考えております。

地震、津波に対する学校の避難訓練に応じた対応をとった後、その後、原子力防災が発生した場合の避難の仕方です。

もう一つは、先ほど申し上げましたように、地震、津波ではなくて、原子力発電所自体で事故が起きた場合の対応について、EALの段階での避難という二つの方法を考えているところでございます。

○委員（佃 昌樹）ちょっと舌足らずの質問だったのでもう一回尋ねますが、ある専門家が「薩摩川内市の避難計画をするのであれば、UPZ圏内を含めて21時間かかる」と、こんな報道がな

されました。御存じだろうと思いますけれども。

その21時間というのが、どうしても私も引っかかる場所があるんですが、やっぱり一般的に、複合災害でいろんなのが起こっているわけ。例えば柏崎刈羽原子力発電所も中越沖地震、これが原因で全部とまったりしているわけです。

だから、単独でヒューマンエラーでどうのこうのっていうのは案外少ないんです。一番多いのは、やっぱりそういった外部からの、または自然からの影響によってというのが大多数なんです。そういったときに一般的に言って複合災害を考えておかなければならないので、シミュレーションも必要ですよと、でないと議論ができないじゃないですかと言っているわけです。

そこで、シミュレーション——届いてないということだから、具体的なやりとりというのは難しいのでシミュレーションが届いた時点で、その防災についての考え方、複合災害ということの考え方について、何か考えていることがありますかと聞いているわけ。

○危機管理監（新屋義文）先ほどは学校の避難計画についてのお尋ねでございましたが、避難についてはもう学校も一般の方も一緒でありますので、私のほうからお答えをさせていただきます。

まず、その21時間のシミュレーションの結果というのがございますが、その条件がどういふものか、ちょっと詳細には把握していませんので、それについては言えないんですが、通常の中での避難で渋滞が起きるであろうと。また複合災害等、道路、また橋等のそういう状況によっては、まだ時間がかかるであろうということは推定ができます。

今回、鹿児島県がシミュレーションを今作成しておりますけれども、その辺を確認しながら、やはり道路状況によってはどう対応していくか、例えば1道路が通れない場合の対応というのは、今後やはりそのシミュレーションを見ながら考えていかなければいけないというふうに考えております。今の状況ではこの答弁になります。

以上です。

○委員（佃 昌樹）例えば、原子力災害が現実起こったとすれば、対策本部が立ち上がりますよね、現地にしても、そうするとそこにいっぱい情報が集まってくるわけです。

それを、情報が集まったものを即座に分析をし

て、避難の形や退避の形、安定ヨウ素剤の服用の問題、配付の問題、これ全部、一挙にばたばたとやってしまわにゃならん問題なの。

だから、いろんな情報、いろんな情報を、その後先じゃなくて、やっぱり同時に出してもらっていかないと、なかなか議論ができないよということなんです。

だから、私たちにとってみれば、オフサイトセンターに座って、いろんな情報を聞いてぱっというろい瞬間に判断ができる、そういったことを想定をしているわけですから、だからいろんな情報欲しいと言ってるわけです。おわかりだと思います。

○危機管理監（新屋義文） 対策をとるためには、やはりいろいろな情報が一度に入ってます。

やはり、あらかじめある程度のパターンというものを考慮しながら、対策というのを事前につけておくというのも一つの方法であると考えますので、複合災害、また津波、地震、それぞれの事象に応じた避難の方法、また先ほどおっしゃいましたが安定ヨウ素剤の配布方法等について、事前にパターンを定めながら、対策をとっていくという考え方で進めてまいりたいと思っております。

以上です。

○委員（上野一誠） 学校におけるマニュアルの防災マニュアルということで、意見が出てますが、これは正式に発言されたことでありますから、それに関連して。

再稼働の反対陳情の中で、この学校のマニュアル等についての発言もされました。これは学校現場の先生でありますので、今はマニュアルの問題もいろいろ言われているけれども、自分はそういう立場になったら逃げますという表現を言われたことが非常に気になって。そういうことを言わずに、いいマニュアルづくりをつくってくださいよと、先生のほうでもいろんな協議をしてくださいという御意見を申し上げたところでありますけど。やはり児童生徒をどう守るかということは大変重要であって、だから今、課長が言ったように、保護者にどういう形で、どういう経緯を経て避難計画を立て、一応保護者に渡していくのかということが、大きな柱だと思うんだけど。るる出ているように、これは学校長が運営委員長という形になると思うんです。

そして学校によっていろいろ環境が違うので、

やっぱりそこらあたりは、決して同じようなものだけではないというふうに認識していいと思うんです。

そうすると、やっぱりこれは学校の先生方が、非常に協力体制をつくっていただかないと事は進まないというふうに思います。

ですから、そういう意味では十分このことは理解を求めていく方法で、やっぱりやっていただきたいと。頭だけじゃなくて、学校教育課として、学校の先生方が協力していただける、そういう体制をどうあるべきかということが重要だというふうに思いますので、これをさらに実効性のあるものにしていくためには、そういう努力をまずはしていただきたいと。お考えがあったらおっしゃってください。

それから、もう一点、UPZ管内、言えば、医療機関、社会福祉施設というものが、要は避難計画の中でこういう施設の関係、要援護の方々、これはどう避難計画をつくるかということがまだ具体的になってない、これは非常に大事なことだと思うんです。

今、県との形でいろいろ協議もされているんですけども、これはやっぱり危機管理監のほうで、早い段階でこれをつくる努力をぜひしていただきたいという、これは強い要望です。

それから、もう一つ、知事がやはり再稼働に向けていろんな審査書も、中身も大事だけれども、やっぱりこの避難計画はいつまで結ぶということにはしないけれども、それと等しいような考え方で避難計画は進めていくべきという捉え方で、これも説明会の必要性を言われてますよね。だからそこあたりは今後どういうように動いていくのか、少しお考えを教えてください。

以上です。

○学校教育課長（原之園健児） 委員がおっしゃったように、学校は組織的な協力体制をとりながら対応する、これが原則でございます。

また、教職員におきましては、公務員であるということでございますので、使命感、職責感、そして公務員としての自覚ということ、きちんと持っていただくということも大事だというふうに考えております。

このことにつきましては、今後の校長研修会、教頭研修会でも、このマニュアルに触れながら、そしてマニュアルに応じたいろんな引き渡し訓練

等も含めながら、実際に行いながら実効性の高いものになるように、学校の場所がそれぞれ違いますので、その学校に応じた実効性のあるマニュアルになるように、学校のほうにも指導していきたいと考えております。

以上です。

○危機管理監（新屋義文） 1点目のUPZの避難計画についてでございますが、あすから県、また周辺関係市町村との協議が始まりますので、早急にUPZの施設等の避難計画ができるように努力してまいりたいと思います。

次に、知事のほうが避難計画の説明会をということで、4月4日の定例記者会見で発言がございました。もともと本市では、昨年につきましては、国の原子力総合防災訓練の説明会とあわせて避難計画を含めた防災計画について説明をしてまいりました。

その後も出前講座、そして1月からは「原子力防災を知ろう」ということで、研修会も始めておりますので、特段構えて説明会を今後していかなければならないというものではなくて、これまでやってきましたが、今後についても継続して積極的に説明会をしていきたいと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） 滄浪小学校や寄田小学校の設備ができたということなんですけれども、食糧や水、それから医薬品や医療施設、また冬とか夏とか、そういったときにこの事故が起こるという可能性もあるわけですので、冷暖房、要援護者が避難するわけですので、そういったことも必要になってくると思うんですが、その中身についてはどのように考えていらっしゃるんですか。

○危機管理監（新屋義文） 今、冷暖房を含めて箱物を整備しております。

委員おっしゃるとおり、やはり要援護者の一時退避施設でありますので、例えば簡易ベッドとか毛布とか食糧等については、やっぱり配備していないといけないと考えております。

現在、国のほうに対して、補助金等で整備できないかということで打診中でございますが、認められればその補助金等で整備しますし、認められない場合につきましても、何らかの形で配備できるような形で検討してまいりたいと考えております。

以上です。

○委員（井上勝博） 何日間ぐらい滞在できるという考え方なのでしょうか。

そのための食糧、水、そういったのもこれからそろえていくと、それはいつぐらいまでに行けるということなんですか。

○防災安全課長代理（寺田和一） 工事の中身で申し上げますと、非常用発電機の容量が4日間は持続してできるというふうにしてございます。

工事完了につきましては、先ほども申し上げましたとおり、建築部分はもうほぼ完了してございます。

ただし、非常用発電機の入手が4月中旬以降の見込みでございまして、おおむね4月20日前後の目途でございます。その後、設置並びに非常用発電設備、空調、その他、連携した点検を行いまして、5月中旬から下旬の完成を目指しているところです。

以上です。

○委員（井上勝博） PAZにはこういう施設ができていますけど、UPZについてもやっぱり交通シミュレーションができていないので、恐らく20何時間とか30時間とか、車の中でずうっといなきゃいけないということを考えると、むしろ逃げないで、どこかにか避難したいという方が出てくる可能性はあると思うんです。

実際、樋脇では寝たきりの方を抱えている方が、そういう逃げることはできないので、樋脇高校の跡地にそういう避難所をつくってほしいということをおっしゃっているんですが、UPZでもやはり同じようなことが必要とされてくるというふうに思うんですが、そういう認識はありませんか。

○危機管理監（新屋義文） 現在、緊急に逃げなければならない範囲としてPAZが挙げられて、今回、国のほうで措置されて、補助金で整備しているところでございます。

UPZ圏内につきましては、例えば寝台車両が準備できてという形での避難となると考えますので、現在のところ、UPZ圏内にこうした一時退避施設についての設備の考えはございません。

以上です。

○委員（井上勝博） 寝台車や救急車ということですが、これはPAZの中でもそういうふうには、まずそんなにまだ少ない人数でもこういう避難施設が必要だと、UPZになるともっと広がるわけですね。1万人ぐらいいらっしゃるんじゃない

かという試算もあるわけですが、この1万人の方々を避難させるのに、20時間、30時間というふうに車の中で、ずうっと中にいることでどうするのかという問題出てきますよね。当然、トイレはどうするのか、食糧はどうするのか、ガソリンが切れたらどうするのか、いろんな問題が起こってきます。

そういったことを考えると、むしろもう逃げないという方々も出てくるのは、もうそんな声が出てくると思うんです。

そういう点で、「UPZはもう避難するということとは原則です」というふうなことでは足りないというふうに思うので、これは検討いただきたいと思います。

以上です。

○危機管理監（新屋義文） 今回このPAZ圏内に一時退避施設を整備するという部分につきましては、福島でございましたとおり複合災害で、地震、津波等で、例えば道路が寸断されて救急車等が来れない、そういう移動手段が準備できない間、その間にとどまっていたいて、準備が整い次第、周りのそういう放射線状況を見ながら外に搬出するという趣旨のことで、今回整備しているところでございますので、そういう交通機関の関係、交通手段の関係で整備するという形でありますので、御理解いただきたいと思います。

以上です。

○委員（川添公貴） ほぼ、懸念されていた病院とUPZとかPAZの病院関係、それから学校関係の避難計画は、ほぼまとまりつつあるということで安心したところなんです。今まで一生懸命努力されて、個々の問題で、個人、商店という形で避難計画を立てて、じゃあ、どこにどうやって逃げなさい、どうやって逃げましょうかという計画をずっと積み重ねてきた段階だと思うんです。

その中で、今回、学校関係、病院関係もほぼ出そろって、こういう避難計画を立てなさい、こうしましょうということは、結論としてはできたと。それを踏まえて今後総合的な避難計画を立てるべきだろうと思うんです。

例えば、先ほど学校教育課長が答弁でありました、学校は集団で、東郷の場合は曾於市に避難する、じゃあ、バスをどうするの。病院が206名のところがあったようですが、一緒にどうやって逃げましょうかって。これもバスが必要だねっ

ていう、総合的な避難の判断が必要だろうと思うんです。

そこ辺について、薩摩川内市として — 避難ルートまで決まっていないことなんでしょうけど薩摩川内市として、総合的に、じゃあ、バスを何台契約しましょうとか、その借りたバスをどの方面にどうやって手配しましょう、何人しましょうという、個々のいわば、話し方で言えば各論が今そろったところなんで、総論をまとめる必要があるだろうと考えるんですが、そこ辺の取り扱いについて、どのようなお考えをお持ちなのかお聞かせ願いたいと思います。

○危機管理監（新屋義文） それぞれの学校、また病院施設等の避難計画が出そろってまいりますと、その積み上げの結果としてバスの台数とか、また学校については、例えば1割の生徒さんが事前に親御さんに渡せないとか、引き渡せないという部分等で計算しながらバスの台数等も出てまいりますので、その辺の積み上げをしながら、別にはおっしゃるとおりバスの必要台数とか、寝台車両がどのくらい、どういう回転の仕方で各地域に出すとか、そういう計画はつくっていかないといけないというふうに考えております。

以上です。

○委員（川添公貴） 今せっかくいい形でだんだん — 避難計画はおくれているというようにいろいろ話も聞いたんですけど、ほぼ順調に出そろったと思ってるんで、ぜひそのような方向で、総体的に、薩摩川内市はどう動くのかという構造をつくっておいていただければと思います。

意見なんですけど、この小学生用のパンフレットを見たんですけど、最後の裏ページ、真ん中閉じのところの裏側なんですけど、原子力災害発生時の避難計画というのがあるんですけど、これ最初、今ぱっと見たときに、あれ、学校がないと思ったんです。

例えば、育英小学校、東郷中学校、東郷小学校は曾於市について書いて、そこに避難しなさいというのは書いてあるんですけど、親切面から言えば、私の学校はどこにありますよぐらいは、点の1番、2番、3番、4番って書いて、どこですよというぐらいは書いてあったほうが、位置的に自分たちがどこの付近にいるというのがわかるだろうとは思っています。

もう何千部も刷られておったならどうしようも

ないんですけど、今後これを刷って配られるのであれば、そういうほうにされたほうがいいのかないという思いがしたところでした。

それとあわせて、このリーフレットをつくっているのは、中身にしっかりとどうやって避難しましょうかということも、もしも、もしも、ifって書いてあるんですけど、これについては前の参考人招致でもそういう計画を、避難訓練については知らなかったとか、よくわからないという等が意見があったんです。

であれば、せっかくこういう避難計画ができたのであれば、薩摩川内市の小・中学校に関して、総合学習の時間等を通じて——今授業時数がちょっとふえてるんで大変なんで——そこら辺を活用して一斉に避難訓練をすとかいう計画をお持ちじゃないのかどうか、ペーパー上じゃなくて、もしもという形でそういう避難訓練をするようなお考えはないのかどうか、この2点、お伺いしたいと思います。

○学校教育課長（原之園健児） 一番最後の一斉の避難訓練につきましては、市全体でということはまだ検討してないところでございます。

今マニュアルができ上がりましたので、各学校での津波に対する避難訓練の後の、この防災マニュアルを活用した引き渡し訓練であつたりとか、その学校に応じた避難訓練を今学校で行っていたらこうと、そして実効性を高めていこうという考えでございます。

今後、またそのように市全体の避難訓練が必要かどうかということは、また防災安全課等とも十分協議をしながら、検討してまいりたいと思っています。

○委員（川添公貴） 地図についての答弁がなかったようですので、もう印刷済みだということで理解してよろしいのでしょうか。もう答弁がないということは、もうできたものに言うたってしょうなかよというような感じだと思うんで、それはいいとします。

避難訓練については年に1回、防犯訓練を各小学校してますよね、防犯訓練を。時数で大体2時間時数から1時間時数とっておられるのかな、私なんかも参加するんですけど。その時間帯を利用してそれを、できた段階ですから、学校長がおっしゃるように、2学期とか3学期とかで組んでいくことはできるんじゃないかと思うんです。

防犯訓練は早くしたほうがいいので、5、6月ごろされるのかな、たしか。時期のずれがあるんですけど、やっぱりそのような時間を活用して一遍やっておく必要があるだろうと思いますので、ぜひそのような方向で検討していただくことを希望しておきたいと思います。

以上です。

○委員長（橋口博文） 質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員の質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 質疑はないと認めます。

以上で、川内原子力発電所の安全対策に関する調査を終わります。

御苦労さんでした。

△陳情第2号 川内原子力所1・2号機の日も早い再稼働を求める陳情

○委員長（橋口博文） 次は、陳情第2号 川内原子力所1・2号機の日も早い再稼働を求める陳情を議題といたします。

まず、本陳情については3月27日の本会議において、陳情文書表を配付しておりますので、会議規則第98条の規定に基づき、陳情文書表の朗読を省略したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文） 御異議ありませんので、朗読を省略します。（巻末に陳情文書表を添付）

次に、本陳情の内容に関し、当局に確認する事項がありましたら、ここで質疑を行います。何か質問はありませんか。

○委員（井上勝博） 質問というよりも事務局に、この薩摩川内市原子力推進期成会というのは72団体というふうに聞いているんですけれども。この団体名についてはその薩摩川内市原子力推進期成会から資料をもらってるんですか。それは資料としてもらえるんですか。

○事務局書記（瀬戸口健一） 薩摩川内市原子力推進期成会の名簿ということでありますが、後ほど資料として配付する予定ではございますので、その際に御確認をお願いしたいと思います。

○委員（井上勝博） 内容について、当局にちょっと聞いてもいいわけですね。

○委員長（橋口博文） はい。

○委員（井上勝博） この真ん中あたりに、「地域

を支える重要産業の一つの九州電力川内原子力所が運転を停止したことで、定期検査や補修にかかわる建設・電気業関係者、作業員の宿泊を収入の柱とするホテル、旅館、民宿業はもとより、流入人口減少によりサービス業、バス・タクシー業など関連する全ての業種に売上減少等の影響が拡大することが懸念されている」ってなってるんですが、当局は、現在、作業員がどれだけいるかというのは把握されていらっしゃるんですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 現在の従業員数ですが、月末時点での毎月の従業員数は把握しております。

以上です。

○委員（井上勝博） その作業員の数はどうなっているか、内訳も含めて教えてください。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 本年2月末現在の協力会社の社員数ですが1,420名と聞いております。

以上です。

○委員（井上勝博） 今の1,420名というのは協力会社ということですが、九州電力の社員は入っていない、入っているとしたら何人ですか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） 九州電力の社員はこのほかに305名、2月末現在でおります。

以上です。

○委員（井上勝博） それで、現在1,725人ということで、作業員の方がいらっしゃるわけですね。

これは私も九州電力から資料をもらって、稼働した場合に、稼働しているときの作業員の数も、過去2回ぐらい聞いたのを資料をいただいたわけですが、大体1,000人程度になるわけです。

稼働すると、いわば作業員が減るわけですね、これについてここに言われている、何でそういうことが書いてあるのかなというのが不思議なんです。つまり、動いてないときのほうが作業員の数は多いわけです。

だから、こういうふうに誤解を受ける内容になっているんです。その辺については、当局のお考えはどうでしょうか。

○原子力安全対策室長（遠矢一星） まず、経済への影響に関しては商工振興課が所管しておりますが、停止した以降の平成24年6月にアンケート調査を実施され、その中で影響が出ている

という回答が多かったというアンケートは出ていると思います。

それから、稼働がされると人が減るということなのですが、確かに現在は安全対策での特殊事情というのがありますので、通常運転時は大体社員300名、協力会社が700名から800名ぐらいの1,000人強ぐらいだと思っております。

現在1,420名おりますので、やはり安全対策等で人がふえているというのはあります。

ただ、経済への影響という観点で言いますと、運転しますと今後いつの時期にどういう、何号機が定期検査に入る、何号機が定期検査に入るという計画性が事業者としてもできると、そういう面からめどが立てられると。そういう形での把握がしやすいといえますか、将来に向かって計画ができるという面で安定したといえますか、落ちついた計画が立てられるということだと私は理解しております。

以上です。

○委員（井上勝博） 陳情者がまた参考人質疑をされるでしょうから、その辺について聞いてみます。

○委員（佃 昌樹） 商工振興課が来てないから、わからないのかもしれないけれども、役所のところに、税務課はもう必要だと思うんだけど。つまりもう停止してから3年経過しているわけ——3年は経過してないか、停止してからもう何年か、数年経過してきているわけ。経済的な影響を懸念というふうに言っているわけです。

できたら量的にこれぐらいの損失になりますとか、量的に提示ができればありがたいと思います。

例えば、税上で法人税の滞納が出てきたとか、または所得の目減りが、ここにいろんな業種が書いてありますが、こういった業種の方々の所得が目減りしてきたとかという、役所なりの実態の捉え方をどこかでかお聞きしますので、ぜひまとめておいていただきたいと思います。

もちろん参考人でいらっしゃる方にも、具体的に答えていただくことになるかと思うんですが、役所としてのやっぱりそういった環境を、そういったことをどう客観的に捉えているか、資料としてはやっぱり税金等があるわけですから、それなりの把握はできるだろうと思いますので、ぜひよろしくお願いをしたいと思います。

以上です。

○委員長（橋口博文）ほかにはないですか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑は尽きたと認めます。

次に、委員外議員から何かありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）質疑はないと認めます。

次に、本陳情の今後の審査の進め方に関し、協議したいと思います。

これまで審査を行ってきた10件の陳情については、去る2月に陳情者を参考人招致したところです。よって、今回付託された本陳情についても同様に陳情者の参考人招致を行う必要があるかと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）それでは、本陳情について陳情者の参考人招致をしたいと思いますが、御異議ありませんので、そのように決定いたします。

次に、参考人招致の取扱いについて、御協議をいただきたいと思います。

協議に当たっては、前回の参考人承知の取扱いを参考にしたいと思いますので、資料を配付いたします。

〔資料の配付〕

○委員長（橋口博文）それでは、陳情者から参考人招致に関して話をお伺いしている部分がありますので、あわせて書記に説明をさせます。

○事務局書記（瀬戸口健一）それでは、先ほどお配りしました資料について、御説明をさせていただきます。

資料の中身は、前回の参考人招致をした際の取扱いをまとめたものでございます。四角内がその取扱いの内容でございます。

まず1番目ですが、招致者の取扱いということで、まず（1）団体からの陳情は、原則、代表者を招致するが、都合が悪い場合は、代表者が指名した役員等をかわりに招致できるものとする。（2）連名による陳情は、その陳情者全員が対象となるが、招致は3人以内とする。

2、審査時間の取扱いですが、1陳情につき、質疑時間を含めておおむね30分程度の審査とする。なお、陳情趣旨の説明を、冒頭におおむね10分以内で行ってもらう。

3、補助者の取扱い、補助者の申し出があった場合は、一人に限り認めることとし、手続上、委員会に諮って正式に決定するというふうに1、

2、3、参考人招致の取扱いを決めております。なお、裏面をごらんいただきたいと思います。

今回、陳情第2号が提出されるに当たりまして、陳情者、薩摩川内市原子力推進期成会のほうから名簿の提出もいただいております。先ほど井上委員のほうから御質問もあったとおり、こちらの期成会の構成は72団体で構成されております。

なお、陳情が提出される際に、こちらの期成会のほうからは、もし参考人招致をされる場合は、こちらの期成会から3人程度参加させてほしいという旨の依頼がありましたので、こちらの件についてもお知らせしておきます。

以上が前回の参考人招致の取扱いの内容でございます。

終わります。

○委員長（橋口博文）ただいま説明がありましたが、これから項目ごとに協議していただきたいと思います。

まず、招致者の取扱いについてですが、招致する人数が課題となっております。今回の場合、どのようにするか、御意見はありませんか。

○委員（上野一誠）今の事務局の説明では、3名程度ということの要望があるということであれば、3名以内ということでそのような取扱いで、これまでどおりのあれでよろしいんじゃないですか。

またあと、選任については向こうの考えがあるでしょうから、そのようにしていただきたいと思います。

○委員長（橋口博文）それでは、招致の人数については、3人以内とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に、審査時間についてですが、今回は実際には30分を超える審査時間となっておりますが、これを踏まえ、今回の場合、どのようにするか、御意見はありませんか。

○委員（川添公貴）委員長御提案の審査時間の取扱い及び3の補助者の取扱いについては原案のとおり、このように進められることを希望いたします。

以上です。

○委員長（橋口博文）よかですか。

それでは、審査時間、前回と同様に質疑を含めておおむね30分ほどとし、陳情趣旨の説明は、冒頭におおむね10分以内とすることで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に、補助者の取り扱いですが、先ほどの説明を踏まえ、今回の場合、どのようにするか、御意見はありませんか。

〔「前回と同様」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）それでは、補助者の扱いは前回と同様に、補助者の申し出があった場合は一人に限り認めることとし、手続上、委員会に諮って決定することで御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

次に、招致日程について協議します。

ここで、日程の確認をするため、協議会に切りかえます。

~~~~~  
午後3時20分休憩  
~~~~~  
午後3時22分開議
~~~~~

○委員長（橋口博文）ここで、本会議に戻します。

それでは、招致の日程についてお諮りします。招致日程については、4月21日の午後1時半とすることといたしますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定しました。

それでは、陳情者の参考人招致の取り扱いについて、以上のとおり協議が終わりました。

○委員長（橋口博文）それでは、ここで本陳情の取り扱いについてを申し上げます。

閉会中に委員会を開催しますので、本日の陳情審査はここまでとし、陳情第2号の審査を一時中止いたします。

ここで、協議会に切りかえます。

~~~~~  
午後3時23分休憩
~~~~~

午後3時53分開議

~~~~~

○委員長（橋口博文）ここで、本会議に戻します。

△委員長報告の取扱いについて

○委員長（橋口博文）委員長報告の取り扱いについてお諮りします。

本日審査したもののうち、川内原子力発電所の安全対策に関する調査の部分については、次期定例会において、委員長報告を行いたいと思いますが、御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、そのように決定いたしました。

△閉 会

○委員長（橋口博文）以上で本日の日程は全て終了しました。

これで本日の委員会を閉会したいと思います。御異議ありませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○委員長（橋口博文）御異議ありませんので、川内原子力発電所対策調査特別委員会を閉会いたします。

お疲れさまでした。

【卷末資料】

陳 情 文 書 表

受 理 番 号	陳情第 2 号	受理年月日	平成26年 3 月18日
件 名	川内原子力発電所1・2号機の日も早い再稼働を求める陳情		
陳 情 者	薩摩川内市神田町3番25号 薩摩川内市原子力推進期成会 会長 山元 浩義		
要 旨			
平成23年3月11日に発生した東京電力福島第一原子力発電所の事故を機に、全国の原子力発電所は長期運転停止を余儀なくされた。 これにより、我が国においては、産業の血液ともいわれる電力の需給逼迫、火力発電燃料費の大幅増加に伴う国富の海外流出、さらには電気料金の値上げといった事態を招き、企業活動や我が国の経済成長の大きな足かせとなっている。 一方、本市を振り返ると、合併後の新「薩摩川内市」の発展に高い関心が寄せられてきたが、少子高齢化の到来や過疎化の進行、中心市街地を始めとする各地商店街の衰退等によって、本市を取り巻く環境は大変厳しい状況にある。 また、地域を支える重要産業の一つの九州電力川内原子力発電所が運転を停止したことで、定期検査や補修に携わる建設・電気業関係者、作業員の宿泊を収入の柱とするホテル旅館・民宿業はもとより、流入人口減少により、サービス業、バス・タクシー業など関連する全ての業種に売上減少等の影響が拡大することが懸念されている。 国は、現在検討が進められているエネルギー基本計画において、原子力発電を「重要なベースロード電源」と位置付け、原子力規制委員会が新規制基準に適合すると認めた場合には、その判断を尊重し、原子力発電所の再稼働を進めるとしている。 したがって、川内原子力発電所1・2号機が新規制基準に適合すると判断された場合には、安全性の確保を大前提にその活用を推進し、疲弊する地域経済の活性化につながることを切に希望するものであり、下記事項について賛同くださるよう陳情する。 記 川内原子力発電所1・2号機が新規制基準に適合すると判断された場合には、その後の手続を迅速に進め、一日も早く再稼働すること。			

薩摩川内市議会委員会条例第30条第1項の規定により、ここに署名する。

薩摩川内市議会川内原子力発電所対策調査特別委員会
委員長 橋 口 博 文